

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年12月20日  
京都市条例第24号）（行財政局人事部給与課）

諸般の状況により、現在実施している職員の給与の額の特例措置について、次のとおり期間を延長することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
教育長，公営企業の管理者 及び局長，部長又は課長相 当の職にある者	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで
課長補佐，係長，主任又は 2級相当の職にある者	令和4年3月31日まで	令和4年10月31日まで

この改正は公布の日から実施することとしました。

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第24号

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第7号に掲げる職員」の右に「(以下「5級職員等」という。)」を加え、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和6年3月31日」を「令和6年3月31日、5級職員等にあつては令和4年10月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)